

市川市公共交通協議会規約

(目的)

第1条 市川市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項及び道路運送法（昭和26年法律第183号。）による規程に基づき、地域の関係者の連絡調整を図り、市川市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の策定に関する協議並びに地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整を行うほか、公共交通の利用促進等に向けた関係者間の協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情や将来計画に応じた適切な乗合旅客運行の態様に関すること（運賃及び料金設定に関するることを除く）
- (5) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長1名及び別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、別表1に掲げる委員の互選により定める。

2 会長は協議会を代表しその会を総理する。

(副会長)

第5条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第7条 委員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(報償)

- 第8条 委員には、報償を支給する。
- 2 会長には日額9,100円を支給するものとする。
 - 3 会長以外の委員には日額2,500円を支給するものとする。

(協議会の運営)

- 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が委員を召集し議長となる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
 - 4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
 - 5 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 会議は原則として公開とする。ただし次の各号に定める場合は非公開とすることができる。
 - (1) 会議を公開することで公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき
 - (2) 個人情報の漏洩の恐れがあるとき
 - 7 協議会において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
 - 8 前各項に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面開催)

- 第10条 会長は、緊急を要する事項または会長が必要と認めたものについては、議事の概要を記載した書面を委員に送付し賛否を問い合わせ、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- （以下「書面開催」という。）
- 2 前項の書面開催による会議においては、第8条及び前条第1項から第3項及び第5項から第8項までの規定を準用する。

(協議録)

- 第11条 会議については、協議録を作成しなければならない。
- 2 協議録には次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 出席した委員
 - (3) 協議内容
 - 3 作成された協議録は会長の承認により確定するものとする。

(分科会)

第12条 第2条に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会をおくことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、必要となる分科会に応じて会長が定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、市川市道路交通部交通計画課に置く。
- 3 事務局には事務局長を置き、市川市道路交通部交通計画課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、市川市道路交通部交通計画課職員をもって充てる。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 6 会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、事務局長が会議を招集し、新たな議長が決まるまで仮議長として会議の運営にあたる。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 監査委員は、別表1に掲げる委員のうちより会長が指名する。

- 2 協議会に監査委員2人を置く
- 3 協議会の出納監査は監査委員が行う。
- 4 監査委員は監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は平成21年1月15日から施行する。

2 第7条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は平成23年11月24日から施行する。

附 則

1 この規約は平成26年11月1日から施行する。

附 則

1 この規約は平成27年5月11日から施行する。

附 則

1 この規約は令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この規約は令和6年10月29日から施行する。

別表1

区分	対象組織	役職
市町村	市川市	道路交通部長
公共交通事業者	京成バス株式会社 京成トランジットバス株式会社 京成タクシー市川株式会社 有限会社武藤自動車	営業部長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役
各公共交通関係団体	一般社団法人千葉県バス協会 一般社団法人千葉県タクシー協会	専務理事 京葉支部西部地区タクシー運営委員会委員長
地域公共交通の利用者	市川市コミュニティバス実行委員会	北東部ルート実行委員会実行委員長 南部ルート実行委員会実行委員長
運輸支局	国土交通省関東運輸局 千葉運輸支局	首席運輸企画専門官
学識経験者	交通工学学識経験者	交通工学関係大学教授
道路管理者	首都国道事務所 東日本高速道路(株)関東支社 千葉工事事務所 千葉県葛南土木事務所 市川市	副所長 副所長 次長 道路管理課長
公安委員会	市川警察署 行徳警察署	交通課長 交通課長
一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体	京成バス労働組合 京成トランジットバス株式会社	市川分会 分会長 従業員代表